

平成18年10月19日

警 察 庁
総 務 省
経 済 産 業 省

「犯罪収益流通防止法案（仮称）の義務対象事業として郵便受取代行業及び電話受付（電話秘書）代行業を追加することについて」に対する意見の募集結果について

平成18年8月30日（水）から平成18年10月4日（木）までの36日間、警察庁、総務省及び経済産業省において、「犯罪収益流通防止法案（仮称）の義務対象事業として郵便受取代行業及び電話受付（電話秘書）代行業を追加することについて」に対する意見の募集を行ったところ、計4件の御意見を頂きました。

犯罪収益流通防止法案（仮称）につきましては、「FATF勧告実施のための法律の整備について」（平成17年11月17日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に基づき、平成19年通常国会提出に向けた検討を継続しているところ、別紙のとおり頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁、総務省及び経済産業省の考え方を公表いたします。

なお、頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で記載しています（頂いた御意見については、要約・整理していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

また、今回の法律案の内容に関する以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

（参考）

頂いた御意見の総数 4件

（内訳）

電子メール 3件

FAX 1件

まとめ

「犯罪収益流通防止法案（仮称）の義務対象事業として郵便受取代行業及び電話受付（電話秘書）代行業を追加することについて」に対する御意見及び御意見に対する警察庁、総務省及び経済産業省の考え方について

御意見は合計4件。括弧内は複数項目への該当により重複計上あり。

1 郵便受取代行業について

原案の規制対象では不十分であるとする立場から、

プライベートな個人の手紙の取り次ぎのみの場合も規制対象に含めるべきである（3件）。

「私書箱」、「（通運）倉庫サービス」など、顧客が受け取る郵便物の宛先に代行受取業であることを明示している場合も規制対象に含むべきである（3件）。

との御意見を頂きました。

また、事後的な行政処分では不十分であるとする立場から

事前登録制度の導入を検討すべきである（1件）。

本人確認等の義務違反に対しては直罰とすべきである（1件）。

との御意見を頂きました。

2 電話受付（電話秘書）代行業について

転送電話についても犯罪収益流通防止法案における本人確認等の義務付け対象事業とすべきである（3件）。

との御意見を頂きました。

3 御意見についての考え方

今次の法案策定に当たっては、F A T F 勧告において会社等の事業実態の仮装等に悪用され得るトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーに対する規制が求められたことによるものであるため、個人的な連絡用に私設私書箱を利用する国民についてまで規制の対象とする場合には、F A T F 勧告を実施するとの今次の法案策定の趣旨から離れた規制となり得ると考えております。また、転送電話への規制についても、今次の法案策定の趣旨を踏まえ、会社等の偽装の端緒となる受信代行について規制対象とすることとしたものです。

事前規制の導入については、本法上達成すべき公共的な利益と正当な事業者への負担との均衡について慎重な検討が必要であると考えております。

義務違反行為に対して直接刑罰を科する制度については、本法案の体系上、是正命令を前提とする他の事業者に対する措置との整合の観点から慎重な検討が必要であると考えております。

いずれにしましても、法律案の内容に関して頂いた御意見については、犯罪情勢、本法案成立後の施行状況等を見ながら、別途検討してまいりたいと考えております。

法律案の内容に関する御意見のほか、経済犯罪に関する最新の実態や、職業的立場からの御認識等について情報を提供していただき、大変参考となりました。

御協力ありがとうございました。